

# 指定管理者の選定結果

## ○笠間市地域福祉センターともべ 外1施設に係る選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間市地域福祉センターともべ  
(2) 所在地 笠間市美原三丁目2番11号  
(3) 設置目的 地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ること。  
(4) 設置根拠 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例  
(5) 施設概要 ①旧友部社会福祉会館部分  
構造：鉄筋コンクリート造2階建  
延床面積：1,432.30㎡  
(施設内容)  
1階：創作活動室、機能回復訓練兼日常生活訓練室、食堂等  
2階：研修室、和室、調理実習室等  
②旧友部保健センター部分  
構造：鉄筋コンクリート造2階建  
延床面積：1,613.38㎡  
(施設内容)  
1階：生活訓練室、作業室、事務室等  
2階：教育支援室、相談室、地域福祉活動室等  
倉庫1、倉庫2  
(6) 施設所管課 保健福祉部 社会福祉課

- (1) 名称 笠間市地域福祉センターいわま  
(2) 所在地 笠間市下郷5139番地1  
(3) 設置目的 地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ること。  
(4) 設置根拠 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例  
(5) 施設概要 構造：鉄筋コンクリート造2階建  
延床面積：1,030.98㎡  
(施設内容)  
1階：訓練室、図書室、集会室等  
2階：栄養実習室等  
(6) 施設所管課 保健福祉部 社会福祉課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
(2) 管理運営業務 ①地域の福祉ニーズに応じたサービス及びボランティア活動のための施設の提供に関する業務  
②地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成等に関する業務  
③福祉に関する情報の提供及び相談に関する業務  
④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に関する指定障害福祉サービスの事業に関する業務  
⑤その他市長が必要と認める業務等  
(3) 管理経費 業務の対価として、指定管理者に年度協定書で定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集方法 非公募  
(2) 募集結果 応募団体 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会

#### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定した。

##### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	20
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。 利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20
	適切な施設の維持管理を期待できるか。地球温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。 利用者や収入額の増加、利便性やサービスを向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
	現実性がある収支計画を立案しているか。 経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	20
	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。	
	安定した経営基盤を有しているか。	
	笠間市個人情報保護条例を遵守し、適切に個人情報を管理できるか。	
	災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。	
⑤	公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	20
	地域住民の福祉ニーズに対する相談体制を十分に確保することができるか。	
	ボランティアセンター機能について、活動団体の結成、運営支援を積極的に行うことができるか。 施設の設置目的達成のため、地域住民に対し事業やサービスについての積極的な広報活動ができるか。	
		100

##### (2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

##### (3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

###### ア 審議会概要

- ①日 時 令和4年9月29日(木) 13時00分から16時15分まで
- ②場 所 笠間市役所 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 8名(委員名簿から斎田委員を除く)

#### イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

#### ウ 審議会の判断

本施設は、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名全員が、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会を指定管理者候補者として適当と判断した。

#### ※団体の評価傾向

##### 【社会福祉法人笠間市社会福祉協議会】

選定基準14項目中「安定した経営基盤を有しているか。」「地域住民の福祉ニーズに対する相談体制を十分に確保することができるか。」等の9項目について、過半数の委員が優れている以上の評価をした。

#### エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会が、指定管理者候補者として適当である。

#### オ 付帯意見

なし。

### 5 選定結果

指定管理者候補者名	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
主な選定理由	施設の設置目的を理解し、管理運営の実績により、知識と経験を有するとともに、利用者との信頼関係を構築していることを評価したため。

### 6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市地域福祉センターともべ 笠間市地域福祉センターいわま
指定管理者	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## ○筑波海軍航空隊記念館に係る選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 筑波海軍航空隊記念館  
 (2) 所在地 笠間市旭町654番地  
 (3) 設置目的 太平洋戦争末期の特攻隊員を主とした当時の関係者の遺品や資料等を保存展示することにより、歴史への理解を深め、世界の恒久的平和の実現に役立てるとともに、地域の教育及び文化の向上並びに地域の振興に寄与すること。  
 (4) 設置根拠 筑波海軍航空隊記念館の設置及び管理に関する条例  
 (5) 施設概要 ①旧管理棟RC造2階建：1,684.87㎡  
 ②旧検査棟RC造2階建：500㎡  
 ③来客用駐車場：8,765㎡  
 ④バス専用駐車場：848㎡  
 (6) 施設所管課 教育部 生涯学習課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
 (2) 管理運営業務 ①記念館の施設等の運営及び維持管理に関する業務  
 ②筑波海軍航空隊及び地域の戦史に関する資料等の収集、保管及び展示に関する業務  
 ③筑波海軍航空隊及び地域の戦史に関する調査及び研究に関する業務  
 ④筑波海軍航空隊及び地域の戦史における戦争体験の継承に関する業務  
 ⑤歴史、文化等に係る講演会、講習会、研修会等の開催  
 ⑥記念館の設置目的の達成に必要な事業に関する業務  
 (3) 管理経費 業務の対価として、指定管理者に年度協定書で定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集方法 非公募  
 (2) 募集結果 応募団体 株式会社プロジェクト茨城

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	20
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20
	適切な施設の維持管理を期待できるか。地域温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
	利用者や収入額の増加、利便性やサービス向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。	
④	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
	現実性がある収支計画を立案しているか。	
⑤	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	20
	経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。	
⑥	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	20
	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っていること。	

	ること。	ているか。	20
		安定した経営基盤を有しているか。	
		笠間市個人情報保護条例を厳守し、適切に個人情報管理できるか。	
		災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。	
		感染症対策をはじめ、施設の衛生管理に配慮し、安全かつ安心な利用を実現できるか。	
⑤	公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	地域の戦史に関する調査及び研究を行っているか。	20
		筑波海軍航空隊及び地域の戦史における、戦争体験の継承に努めているか。	
		歴史、文化等に係る講演会等を開催しているか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和4年9月29日(木) 13時00分から16時15分まで
- ②場 所 笠間市役所 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 8名(委員名簿から斎田委員を除く)

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、太平洋戦争末期の特攻隊員を主とした当時の関係者の遺品や資料等を保存展示することにより、歴史への理解を深め、世界の恒久的平和の実現に役立てるとともに、地域の教育及び文化の向上並びに地域の振興に寄与することを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名全員が、株式会社プロジェクト茨城を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【株式会社プロジェクト茨城】

選定基準14項目中6項目について、過半数の委員が優れている以上の評価をしており、「知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。」の項目については、全委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、株式会社プロジェクト茨城が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

若年層の利用者やリピーターの増加に、これまで以上に努めること。

## 5 選定結果

指定管理者候補者名	株式会社プロジェクト茨城
主な選定理由	提案内容が施設の設置目的に合致すること、利用者本位のサービスが提供されること、さらに、施設の管理運営体制が安定的、継続的に確保されると評価したため。

## 6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	筑波海軍航空隊記念館
指定管理者	株式会社プロジェクト茨城
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## ○笠間市民体育館 外6施設に係る選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間市総合公園、石井街区公園  
(2) 所在地 笠間市箱田867-1、笠間市石井2068-1  
(3) 設置目的 市内のスポーツレクリエーションの核となり、もって公共の福祉の増進に資すること。  
(4) 設置根拠 笠間市都市公園条例  
(5) 施設概要 ①多目的広場：55,000㎡  
②市民球場：16,000㎡  
③石井街区公園：2,159㎡等  
(6) 施設所管課 教育部 生涯学習課

- (1) 名称 笠間市民体育館、笠間市笠間武道館  
(2) 所在地 笠間市石井2068-1  
(3) 設置目的 市民スポーツの振興を図るとともに、健康を増進し、また、教養を深め、情操を豊かにして生活文化の向上を高めること。  
(4) 設置根拠 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例、笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例  
(5) 施設概要 ①笠間市民体育館：4,950㎡  
②笠間市笠間武道館：462㎡  
(6) 施設所管課 教育部 生涯学習課

- (1) 名称 笠間市岩間海洋センター、笠間市岩間総合運動公園  
(2) 所在地 笠間市押辺2259-1  
(3) 設置目的 海洋性スポーツ・レクリエーション事業を軸とした実践活動を通して海事思想の普及をはかるとともに、豊かな人間形成と体力向上をはかり、もって海洋国日本の発展に資すること。  
(4) 設置根拠 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例、笠間市岩間総合運動公園の設置及び管理に関する条例  
(5) 施設概要 ①プール：1,144㎡  
②体育館：1,178㎡  
③笠間市岩間総合運動公園：40,979㎡  
(6) 施設所管課 教育部 生涯学習課

- (1) 名称 笠間市岩間工業団地テニスコート  
(2) 所在地 笠間市安居2600-31  
(3) 設置目的 市民スポーツの振興を図るとともに、健康を増進し、また、教養を深め、情操を豊かにして生活文化の向上を高めること。  
(4) 設置根拠 笠間市岩間工業団地テニスコートの設置及び管理に関する条例  
(5) 施設概要 笠間市岩間工業団地テニスコート：2,800㎡  
(6) 施設所管課 教育部 生涯学習課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
(2) 管理運営業務 ①施設の利用許可に関する業務  
②施設及び設備の維持管理に関する業務  
③施設の利用促進に関する業務  
④スポーツの振興に必要な事業に関する業務  
⑤前各号に掲げるもののほか、市が管理運営上必要と認める業務  
(3) 管理経費 業務の対価として、指定管理者に年度協定書で定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集方法 公募  
 (2) 募集結果 応募団体 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	20
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。 利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20
	適切な施設の維持管理を期待できるか。地球温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。 利用者や収入額の増加、利便性やサービスを向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
	現実性がある収支計画を立案しているか。 経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	20
	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。	
	安定した経営基盤を有しているか。	
	笠間市個人情報保護条例を遵守し、適切に個人情報を管理できるか。	
	災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。	
⑤	公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	20
	生涯スポーツの推進に積極的か。	
	競技スポーツやパラスポーツの推進に積極的か。 スポーツツーリズムの推進に積極的か。	
		100

#### (2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

#### (3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

##### ア 審議会概要

- ①日 時 令和4年9月29日(木) 13時00分から16時15分まで  
 ②場 所 笠間市役所 庁議室  
 ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり  
 ④審議委員 8名(委員名簿から斎田委員を除く)

#### イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

#### ウ 審議会の判断

本施設は、市民スポーツの振興を図るとともに、健康を増進し、また、教養を深め、情操を豊かにして生活文化の向上を高めること等を目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名全員が、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会を指定管理者候補者として適当と判断した。

#### ※団体の評価傾向

##### 【特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会】

選定基準14項目中6項目について、過半数の委員が優れている以上の評価をしており、「知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。」

「安定した経営基盤を有しているか。」「競技スポーツやパラスポーツの推進に積極的か。」の3項目については、全委員が優れている以上の評価をした。

#### エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会が、指定管理者候補者として適当である。

#### オ 付帯意見

なし。

### 5 選定結果

指定管理者候補者名	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
主な選定理由	提案内容が施設の設置目的に合致すること、利用者本位のサービスが提供されること、さらに、施設の管理運営体制が安定的かつ継続的に確保できると評価したため。

### 6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市総合公園 石井街区公園 笠間市民体育館 笠間市笠間武道館 笠間市岩間海洋センター 笠間市岩間総合運動公園 笠間市岩間工業団地テニスコート
指定管理者	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## ○笠間の家に係る選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間の家  
 (2) 所在地 笠間市下市毛79番地9  
 (3) 設置目的 日本を代表する建築家伊東豊雄氏の作品でもある旧里中英人邸の保存及び活用を図るとともに、地域活性化及び市民と都市住民との交流を促進すること。  
 (4) 設置根拠 笠間の家を設置及び管理に関する条例  
 (5) 施設概要 敷地面積：笠間の家876.38㎡、駐車場397.00㎡  
 建物の構造：木造2階建  
 建築面積：155.24㎡  
 延床面積：266.03㎡  
 建物概要：ギャラリー、書斎、居間等  
 (6) 施設所管課 産業経済部 観光課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで  
 (2) 管理運営業務 ①地域活性化の促進に関すること  
 ②市民と都市住民との交流の促進に関すること  
 ③笠間市の産業の振興に資する工芸品の制作、展示及び販売に関すること  
 ④施設の利用の許可及び利用料金の徴収に関すること  
 ⑤施設及び設備の維持管理に関すること  
 ⑥その他市長が必要と認めること  
 (3) 管理経費 業務の対価として、指定管理者に年度協定書で定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集方法 公募  
 (2) 募集結果 応募団体 特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。	20
	利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	適切な施設の維持管理を期待できるか。地球温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。	20
	利用者や収入額の増加、利便性やサービスを向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	現実性がある収支計画を立案しているか。	20
	経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。	
④ 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。	

	安定した経営基盤を有しているか。	20
	笠間市個人情報保護条例を遵守し、適切に個人情報を管理できるか。	
	災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。	
	感染症対策をはじめ、施設の衛生管理に配慮し、安全かつ安心な利用を実現できるか。	
⑤ 公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	本市の特色及び施設周辺地域の特色やニーズを踏まえた事業であるか。	20
	建築作品としての笠間の家のイメージに合った事業であるか。	
	陶芸家里中英人氏、建築家伊東豊雄氏のネームバリューを有効的に活用しているか。	
	地域組織との連携、作家の育成等に寄与する事業であるか。	
		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和4年11月2日(水) 13時00分から14時55分まで
- ②場 所 笠間市役所 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、日本を代表する建築家伊東豊雄氏の作品でもある旧里中英人邸の保存及び活用を図るとともに、地域活性化及び市民と都市住民との交流を促進することを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった8名全員が、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会】

選定基準15項目中2項目について、過半数の委員が優れている以上の評価をしており、「本市の特色及び施設周辺地域の特色やニーズを踏まえた事業であるか。」「建築作品としての笠間の家のイメージに合った事業であるか。」「地域組織との連携、作家の育成等に寄与する事業であるか。」の3項目については、全委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見  
なし。

## 5 選定結果

指定管理者候補者名	特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
主な選定理由	施設の価値や設置の目的、地域内での位置付け等を十分に認識した上で、多様な事業展開を図る計画を評価したため。

## 6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間の家
指定管理者	特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
指定期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

## ○北山公園に係る選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 北山公園
- (2) 所在地 笠間市平町北山
- (3) 設置目的 市民が自然に親しみつつ、観光レクリエーション及びスポーツ活動が行える場となること。
- (4) 設置根拠 北山公園の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要
  - ①北山公園
  - ②管理棟及び休憩施設
  - ③オートキャンプ場
  - ④バーベキュー場
  - ⑤展望塔
  - ⑥ローラー滑り台
  - ⑦その他付随する施設
- (6) 施設所管課 産業経済部 観光課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 管理運営業務
  - ①公園及び各施設の維持管理に関すること。
  - ②利用促進に関すること。
  - ③観光レクリエーション、スポーツ活動及び健康の維持増進に関すること。
  - ④上記業務に付随すること。
  - ⑤その他、市及び指定管理者が管理運営上必要と認めること。
- (3) 管理経費 業務の対価として、指定管理者に年度協定書で定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集方法 公募
- (2) 募集結果 応募団体 笠間市造園建設業協同組合

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	20
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20
	利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
③	適切な施設の維持管理を期待できるか。地球温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。	20
	利用者や収入額の増加、利便性やサービスを向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。	
④	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
	現実性がある収支計画を立案しているか。	
⑤	経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。	20
	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	
⑥	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っ	20

	ること。	ているか。	20
		安定した経営基盤を有しているか。	
		笠間市個人情報保護条例を遵守し、適切に個人情報管理できるか。	
		災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。	
		感染症対策をはじめ、施設の衛生管理に配慮し、安全かつ安心な利用を実現できるか。	
⑤	公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	自然環境の保護や景観に配慮した事業であるか。	20
		施設周辺地域の特色やニーズを踏まえた事業であるか。	
		地域や周辺施設との連携が十分に図られているか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和4年11月2日(水) 13時00分から14時55分まで
- ②場 所 笠間市役所 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、市民が自然に親しみつつ、観光レクリエーション及びスポーツ活動が行える場となることを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった8名全員が、笠間市造園建設業協同組合を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【笠間市造園建設業協同組合】

選定基準14項目中「知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。」「自然環境の保護や景観に配慮した事業であるか。」等の6項目について、過半数の委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、笠間市造園建設業協同組合が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見  
なし。

## 5 選定結果

指定管理者候補者名	笠間市造園建設業協同組合
主な選定理由	計画書に沿った管理運営を、安定して行う物的能力及び人的能力を有していると評価したため。

## 6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	北山公園
指定管理者	笠間市造園建設業協同組合
指定期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(別添)

## 笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

(任期：R4.4.1～R5.3.31)

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

	委員名	所属・職名	備考
1	おおつき まさあき 大月 政明	笠間エス・シー協同組合 理事長	
2	さいた ようすけ 斎田 陽介	チャレンジいばらき県民運動 専務理事	
3	すずき くにし 鈴木 くに子	(株) いばらき不動産 専務取締役	
4	いぬづか あかり 犬塚 晶加里	HUGME-DESIGN 代表	
5	ひとみ しんいち 人見 真一	株式会社金陽社 岩間工場 管理部長	

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員（行政側委員）

	委員名	所属・職名	備考
1	こんどう けいいち 近藤 慶一	笠間市副市長	会長
2	かねぎ ゆうじ 金木 雄治	笠間市市長公室長	
3	ごとう ひろき 後藤 弘樹	笠間市総務部長	
4	ほりえ まさかつ 堀江 正勝	笠間市教育委員会教育部長	